| | |
|---|---|
| （略） | （略） |

| | |
|---|---|
| （略） | （略） |

ニ　ウナラスカ島の最大低潮時海岸線から沖合十二海里以内の海域のうち、西経百六十七度三十分の線以東、西経百六十七度十五分の線以西の同島の北側の海域及び西経百六十七度四十分の線以東、西経百六十七度十八分の線以西の同島の南側の海域

ホ　北緯五十四度二十六分の線以北、北緯五十四度三十六分の線以南、西経百六十三度の線以東、西経百六十二度四十分の線以西のサナク島の西側の海域

ヘ　北緯五十八度二十五分の線以北、北緯五十八度三十五分の線以南、西経百五十二度二分の線以東、西経百五十一度五十二分の線以西のアフオグナク島トンキ岬の北側の海域

ト　カヤク島の最大低潮時海岸線から沖合十二海里以内の海域のうち、北緯五十九度四十八分の線以北、北緯五十九度五十六分の線以南、西経百四十三度五十三分の線以西の同島の東側の海域及び北緯五十九度五十二分の線以北、北緯六十度七分の線以南、西経百四十五度の線以東の同島の西側の海域

チ　フォレスター島の最大低潮時海岸線から沖合十二海里以内の海域のうち、北緯五十四度四十四分の線以北、北緯五十四度五十四分の線以南、西経百三十三度十六分の線以西の同島の東側及び西側の海域

リ　デストラクション島の最大低潮時海岸線から沖合十二海里以内の海域のうち、北緯四十七度三十六分の線以北、北緯四十七度四十五分の線以南の同島の西側の海域

**附　則**

（施行期日）

**第一条**　この省令は、平成三十一年七月一日から施行する。ただし、附則第二条及び第三条の規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

**第二条**　この省令の施行の際現に指定漁業の許可及び取締り等に関する省令第八十三条第一項の許可を受けている者は、この省令の施行の日から三月を経過する日までの間に、この省令による改正後の指定漁業の許可及び取締り等に関する省令（以下「新省令」という。）第八十三条第二項各号に掲げる事項を記載した書面及び同条第三項各号に定める書類を農林水産大臣に提出しなければならない。

2　前項に規定する者が同項に規定する期間内に同項に規定する書面及び書類を提出しなかった場合は、当該許可はその効力を失う。

（準備行為）

**第三条**　この省令の施行の日以降に営もうとする鯨をとる漁業に係る漁業法第五十二条第一項の許可に関し必要な手続その他の行為は、この省令の施行前においても、新省令の規定の例により行うことができる。

（罰則の適用に関する経過措置）

**第四条**　この省令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（漁業手数料規則の一部改正）

**第五条**　漁業手数料規則（昭和二十五年農林省令第二十号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項第一号中「大型鯨体処理場の使用又はその変更の許可の申請」を「鯨体処理場の使用又はその変更の許可の申請」に改め、「省令第五十四条の規定による航空機を搭載する船舶の使用の許可の申請」を削り、同項第三号中「小型鯨体処理場にあつては、」及び「大型鯨体処理場にあつては、一件につき　三千七百五十円」を削る。

（輸出水産業の振興に関する法律施行規則の一部改正）

**第六条**　輸出水産業の振興に関する法律施行規則（昭和二十九年農林省令第七十二号）の一部を次のように改正する。

第三条第三号中「小型鯨体処理場」を「鯨体処理場」に改める。